

三機工業株式会社定款

(2025年6月26日改正)

第1章 総 則

第1条 当社は、三機工業株式会社と称し、英文ではSANKI ENGINEERING CO., LTD. と表示する。

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種建築材料の製造及び販売
2. 運搬機械、その他鉱山用機械及び化学用機械の設計、製造、販売並びに同機械設備の設計、施工及び監理
3. 建築及び土木工事の設計、施工及び監理
4. 空調、冷熱、衛生水道、厨房、電気、消防その他機械設備の設計、施工、監理並びにこれらに関する機器の設計、製造及び販売
5. 情報通信システムの設計、施工、監理及び技術サービスの提供並びに情報通信機器及びコンピュータのソフトウェアの製作、販売、リース及び賃貸
6. 金融機関のディーリングルーム、オフィス、店舗その他の施設の新設、増改築及び移転のプロジェクトに関する計画の提言及び設計から完了に至るまでの総合的な管理業務
7. 上下水道、産業廃水、その他廃棄物処理等の環境保全設備の設計、施工、監理並びに同機器の設計、製造及び販売
8. 不動産の売買、賃貸借、管理及びこれらの仲介並びに鑑定
9. 発電施設、庁舎、教育文化施設、医療施設、上下水道処理施設、廃棄物処理施設等の公共施設並びにこれに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営
10. 労働者派遣業務
11. 建物・設備の保守管理、警備及び清掃業務
12. 貨物利用運送業務
13. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業並びに生命保険の募集に関する業務
14. 仮設ハウス、什器備品、事務機器等の販売、賃貸、リース及び施工
15. 古物の売買、受委託販売、補修及び加工
16. 前各号に関するコンサルティング業務
17. 前各号に関連する一切の事業

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都で発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9,294万5千株とする。

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。

臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

社長に支障あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する株主 1 名を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

第 19 条 当社は、取締役 16 名以内を置く。

第 20 条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席しその決議によって選任する。取締役選任の決議は、累積投票によらない。

第 21 条 取締役会の決議をもって会長及び社長各 1 名を選任することができる。会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 24 条 取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1 千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほかは取締役会の定める取締役会規程による。

第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会

第 28 条 当社は、監査役 5 名以内を置く。

第 29 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

第 30 条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その決議によって選任する。

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。

第 33 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもってこれを行う。

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったこと

による監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日より満3年を経過してなお受領されないときは当会社に帰属する。